# [事案 2019-105] 入院給付金支払請求

· 令和元年 11 月 29 日 裁定終了

## <事案の概要>

入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

#### <申立人の主張>

腰椎椎間板へルニアにより入院したため、平成29年3月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約は解除され、給付金も支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。または、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人との初回面談時、本商品を希望した理由を聞かれたので、持病の腰のヘルニアがあり、いつ入院し治療することとなるか分からないので、生活費の保障のために検討している旨を話した。
- (2) 告知書に既往症である大腸ポリープを記入した際、募集人に、腰のヘルニアのことは書かなくて良いか確認したところ、書かなくて良いと言われたので記入しなかった。
- (3)募集人は、配偶者が電話で問いただした際、「覚えていない」と非を認めた。

# <保険会社の主張>

- (1)募集人は、申立人から腰のヘルニアの既往歴を聞いたことはない。
- (2) 募集人は、申立人に対し、告知書に大腸ポリープだけ記入すれば良く、ヘルニアは書かなくて良い等の発言はしていない。
- (3)事後的に、募集人は、断言できるまでは覚えていない旨を発言したが、非を認めたわけではない。

## <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握する ため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、申立人のヘルニアを認識しており、これを告知書に書かなくて よいと発言したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないこ とから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。